

第 11 回 自動車関係税制のあり方に関する検討会
議事次第

平成 26 年 9 月 12 日 (金)
10:00~12:00
合同庁舎 2 号館 8 階
第一特別会議室

- 1 開会
- 2 議事
 - (1) 車体課税の課題等について
 - (2) 自由討議
- 3 閉会

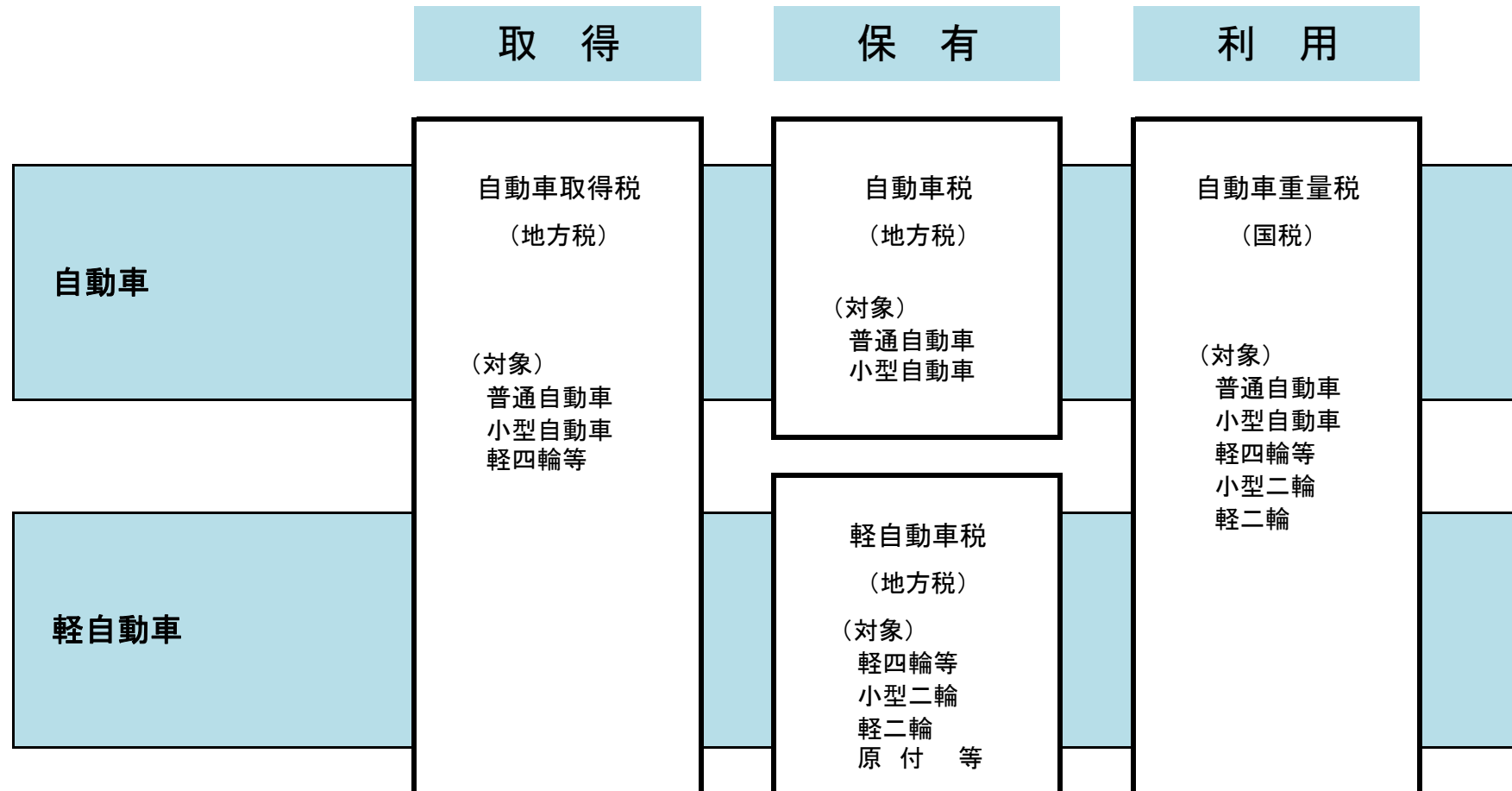
配布資料

- ・ 車体課税関係資料
- ・ 参考資料

車体課税関係資料

平成26年度税制改正の概要及び課題

車体課税の概要



平成26年度税制改正における車体課税の見直し(概要)

◎ 自動車取得税の見直し

- 自動車取得税の税率（一定税率）を以下のとおり引下げ（平成26年4月1日以降）。

自家用自動車（軽自動車を除く）	5%（改正前）	→	3%（改正後）
営業用自動車・軽自動車	3%（改正前）	→	2%（改正後）
- いわゆる「エコカー減税」について、環境性能に優れた自動車の軽減割合を拡充（75%→80%、50%→60%）。
- 自動車取得税は消費税率10%への引上げ時（平成27年10月予定）に廃止。

◎ 自動車税の見直し

- 自動車税におけるグリーン化特例の見直し（平成27年度・平成28年度分）
 - ・ 軽課について対象を重点化した上で強化し、重課について新車新規登録から13年（※）を経過した自動車の重課割合を標準税率の概ね15%（改正前 概ね10%）とする。 ※ディーゼル車については11年
- 自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能課税を、自動車税の取得時の課税として、消費税率10%引上げ時から実施することとし、平成27年度税制改正で具体的な結論を得る。
 - ・ 課税標準は取得価額を基本とし、控除及び免税点のあり方等についても検討。
 - ・ 税率は、省エネ法の燃費基準値の達成度に応じ0~3%の間で変動する仕組み。
 - ・ 税収規模は、他に確保した安定的な財源と合わせて、地方財政への影響を及ぼさない規模を確保。

◎ 軽自動車税の見直し

- 軽四輪車等及び小型特殊自動車の標準税率を自家用乗用車は1.5倍、その他は約1.25倍に引上げ（平成27年度分から）。
※ 軽四輪車等については、平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けるものから新税率を適用。

（例）四輪の自家用乗用車	7,200円（改正前）	→	10,800円（改正後）
四輪の自家用貨物車	4,000円（改正前）	→	5,000円（改正後）
- グリーン化を進める観点から、最初の新規検査から13年を経過した軽四輪車等について、標準税率の概ね20%の重課を導入（平成28年度分から）。
- 原付及び二輪車の標準税率を約1.5倍（最低2,000円）に引上げ（平成27年度分から）。

（例）原付（50cc以下）	1,000円（改正前）	→	2,000円（改正後）
軽二輪（125cc超~250cc以下）	2,400円（改正前）	→	3,600円（改正後）

**平成27年度税制改正（消費税率10%への引上げ時）における
車体課税に関する残された課題**

平成26年度与党税制改正大綱													
①自動車取得税の廃止等及び自動車税における環境性能割の導入	<p>○自動車取得税は、消費税率10%への引上げ時に廃止</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>～平成26.3</th> <th>平成26.4～</th> <th>消費税率 10%引上げ時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自家用自動車</td> <td>5%</td> <td>3%</td> <td>廃止</td> </tr> <tr> <td>営業用自動車・軽自動車</td> <td>3%</td> <td>2%</td> <td>廃止</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 平成27年4月以降のエコカー減税の取扱い</p> <p>○自動車取得税の廃止と併せて、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能課税（環境性能割）を、自動車税の取得時の課税として実施（税率0～3%）</p>		～平成26.3	平成26.4～	消費税率 10%引上げ時	自家用自動車	5%	3%	廃止	営業用自動車・軽自動車	3%	2%	廃止
	～平成26.3	平成26.4～	消費税率 10%引上げ時										
自家用自動車	5%	3%	廃止										
営業用自動車・軽自動車	3%	2%	廃止										
②自動車税（排気量割）におけるグリーン化特例（※）の見直し ※燃費性能が良い車の自動車税の2年目の減免	○対象を重点化した上で、対象車は軽課を強化												
③軽自動車税における軽課の検討	○グリーン化を進める観点から検討												

・自動車重量税については、エコカー減税の基準の見直しを行うとともに、エコカー減税制度の基本構造を恒久化

[参考 平成25年12月11日 自由民主党税制調査会長・公明党税制調査会長]

現在、道路運送車両法上登録制度や検査制度がないために税制上、新規車両と既存車両の区別や経過年数による政策的課税ができない原付や軽二輪等について、これらを把握し、軽自動車（四輪）のような課税を可能とする方法について、行政コスト、納税者の負担等も勘案し、検討を行う。

車体課税見直しのスケジュール

…法律事項
 …大綱事項

消費税率8%時
(H26.4)

(H27.4)

消費税率10%時
(H27.10予定)

(H28.4)

自動車取得税

税率引下げ

- ・登録車: 5% → 3%
- ・軽自動車・営業用車: 3% → 2%(当分の間)

廃止

(今後法制化)

エコカー減税の拡充

(平成26年度取得分まで)

基準切替と重点化

自動車税

(軽課)基準切替と重点化 (平成27年度取得分まで)
(重課)経年車重課の強化

- ・概ね10%重課
→ バス・トラックを除き概ね15%重課

環境性能課税の導入(今後法制化)

- ・課税標準は取得価額を基本
- ・燃費に応じて税率を変動
- ・地方財政へ影響を及ぼさない税収規模を確保

自動車税(排気量割)のグリーン化特例は、
環境性能課税の非課税車を対象を重点化し、
軽課を強化(今後法制化)

軽自動車税

税率引上げ

- 軽四輪車等及び小型特殊自動車
 - ・自家用乗用は1.5倍、その他の区分は約1.25倍に引上げ(軽四輪車等については平成27年度以降に新規取得される新車から適用)
- 二輪車等
 - ・約1.5倍に引上げ(最低2,000円)

経年車重課の導入

- ・軽四輪車等について概ね20%重課

軽課の導入
(今後法制化)

① 自動車取得税の廃止等及び自動車税における環境性能割の導入

環境性能割の基本的仕組み

(平成26年度与党税制改正大綱より)

消費税率10%段階において、

- 自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能課税（環境性能割）を、自動車税の取得時の課税として実施する。
- 課税標準は取得価額を基本とする。
- 税率は、省エネ法に基づく燃費基準値の達成度に応じて、0～3%の間で変動する仕組みとする。
- 環境性能課税の税収規模は、平均使用年数を考慮した期間において、他に確保した安定的な財源と合わせて、地方財政へは影響を及ぼさない規模を確保するものとする。

エコカー減税の変遷

エコカー減税とは、一定の排出ガス性能を備えた自動車（新車に限る）について、燃費性能に応じて自動車取得税の税率の軽減措置を講じるもの。

乗用車 【平成21年度～23年度】

区 分		軽減率 (対象率)
電気自動車、燃料電池車、 プラグインハイブリッド車、 天然ガス車（★★★★）、 クリーンディーゼル乗用車 (ポスト新長期規制適合)、 ハイブリッド車（★★★★かつ H22年度燃費基準+25%達成)		非課税 [H21 9.9% H22 10.8% H23 15.1%
ガソリン車	★★★★かつH22年度 燃費基準+25%達成	75% 軽減 [H21 29.2% H22 39.5% H23 50.6%
	★★★★かつH22年度 燃費基準+15%達成	50% 軽減 [H21 26.0% H22 26.5% H23 16.3%

対象率合計
H21 65.1%
H22 76.7%
H23 81.9%

【平成24年度～25年度】

区 分		軽減率 (対象率)
電気自動車、燃料電池車、 プラグインハイブリッド車、 天然ガス車（ポスト新長期規 制からNOx10%低減）、 クリーンディーゼル乗用車 (ポスト新長期規制適合)		非課税 [H24 35.4% H25 53.7%
ハイ ガソ リン 車	★★★★かつH27年度 燃費基準+20%達成 (H22年度燃費基準 +50%達成)	75% 軽減 [H24 9.5% H25 10.1%
	★★★★かつH27年度 燃費基準+10%達成 (H22年度燃費基準 +38%達成)	
	★★★★かつH27年度 燃費基準達成 (H22年度燃費基準 +25%達成)	50% 軽減 [H24 29.0% H25 18.6%

対象率合計
H24 73.9%
H25 82.5%

【平成26年度】

区 分		軽減率
同 左		非課税
		80% 軽減
		60% 軽減

- 注1 ★★★★★：平成17年排出ガス基準75%低減達成。
 注2 ポスト新長期規制：ディーゼル車等において、平成21年以降に適用される排出ガス規制。
 注3 平成24年度以降の「H22年度燃費基準」については、JC08モード燃費値を算定していない自動車の場合に限り適用。
 注4 対象率は自動車工業会「自動車重量税・自動車取得税の免税措置対象台数（販売）」をもとに作成（数値は速報ベース、登録車及び軽自動車のみ）

エコカー減税の実施年度と燃費基準の関係について

〔燃費基準の変遷〕

	H21年度 【創設】	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
H22基準+15%達成	50%軽減					
H22基準+25%達成 (※)	75%軽減			50%軽減		60%軽減
	非課税（ハイブリッド車に限る）					
H27基準達成				50%軽減		60%軽減
H27基準+10%達成				75%軽減		80%軽減
H27基準+20%達成				非課税		

※ 平成24年度以降の「H22基準」については、JC08モード燃費値を算定していない自動車の場合に限り適用。

環境性能割の対象及び環境性能に応じて税率が変動する仕組み

<平成26年度与党税制改正大綱（抄）>

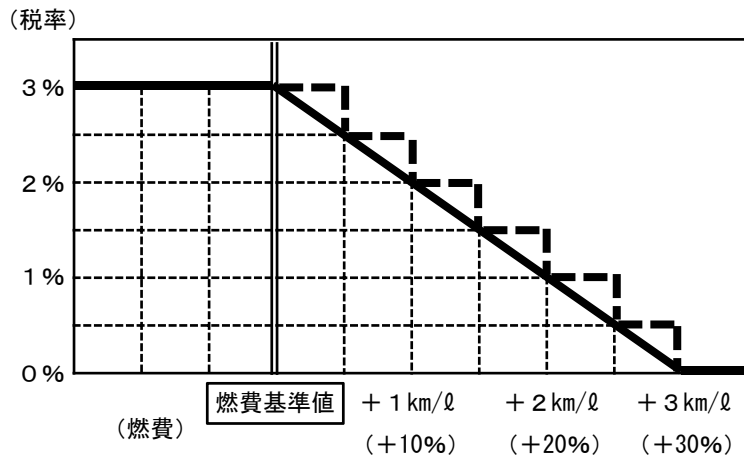
自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能課税（環境性能割）を、自動車税の取得時の課税として実施する。

【環境性能割の対象】 現行の自動車取得税は、普通自動車、3輪以上の小型自動車及び3輪以上の軽自動車を対象。

<平成26年度与党税制改正大綱（抄）>

税率は、省エネ法に基づく燃費基準値の達成度に応じて、0～3%の間で変動する仕組みとする。具体的な燃費基準値達成度の税率への反映方法等については、省エネ法に基づく平成32年度燃費基準への円滑な移行を視野に入れて検討を行う。

【税率のイメージ】



【論点】

○環境性能に応じた税率の設定

- ・どのような自動車にどのような税率を設定するか。
- ・これまでのエコカー減税の適用期間と燃費基準の関係・平成32年度燃費基準への円滑な移行及びそれ以降の燃費基準のあり方・環境性能割が平成27年度以降の適用となることを踏まえ、燃費基準をどう考えるか。
- ・税率の変動方法（燃費基準値の達成度に応じた比例的な税率とするか、簡便さから燃費基準値の一定の達成度の範囲ごとに税率を設定するか。）
- ・燃費基準値の達成度の反映方法をどうするか。（P13参照）

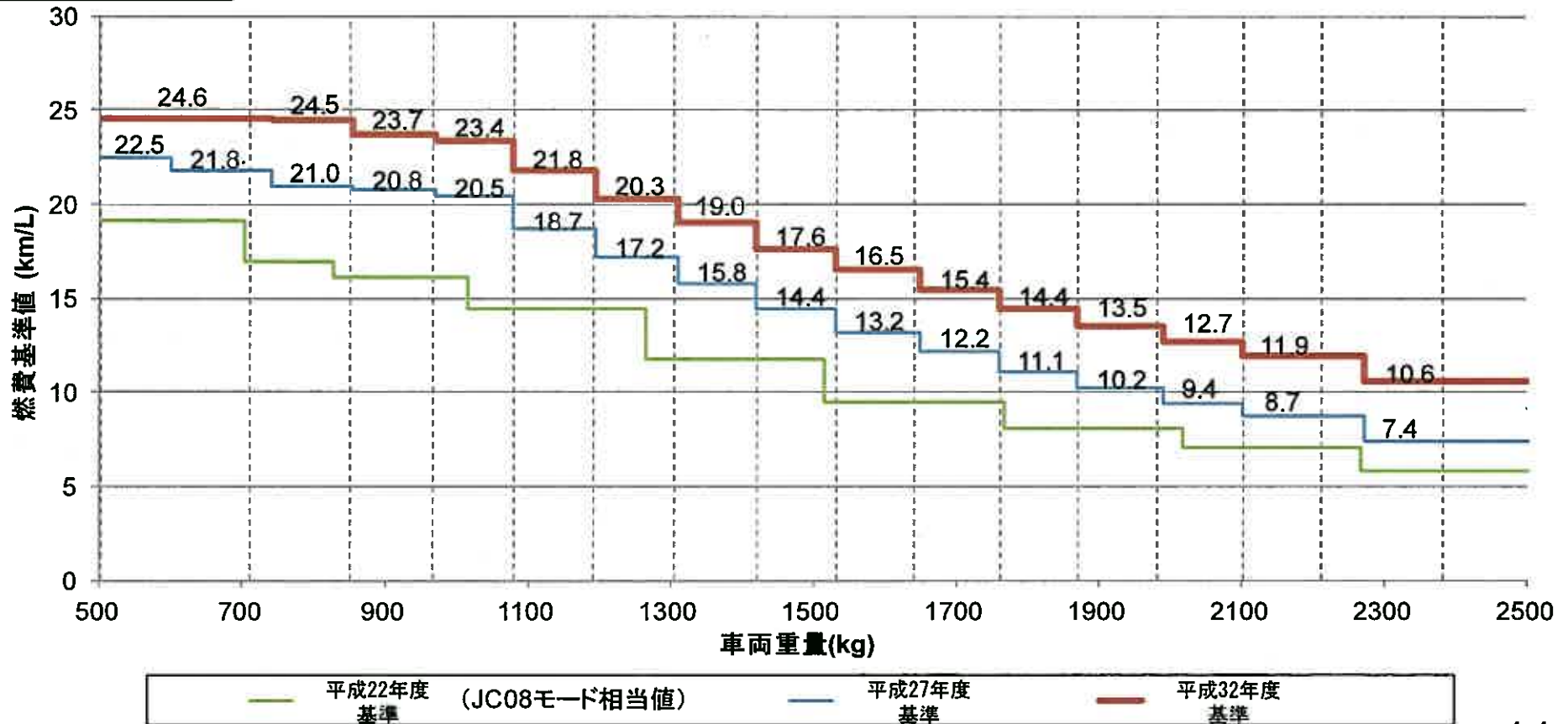
○環境性能に応じた課税という観点から、排出ガス性能（NOx等）との関係をどう考えるか。

○燃費値のない車（改造車等）の課税をどう考えるか。

燃費基準の考え方

- 自動車からのCO2排出量は、我が国全体の排出量の約2割を占めており、地球温暖化対策を推進するため、自動車からのCO2排出量を削減することが重要な課題。
- 自動車のエネルギー消費効率（燃費）を改善させるため、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（昭和54年法律第49号）において、自動車をエネルギー消費効率の向上を図ることが特に必要な「特定エネルギー消費機器」として位置づけ、その燃費基準を設定。
- 燃費基準を未達成の製造事業者等には、勧告、公表、命令、罰金の措置がとられる。

乗用車燃費基準値



エネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネ法)

○エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)(以下「省エネ法」)は、燃料資源の有効な利用の確保に資するため、工場等、輸送、建築物及び機械器具等についてのエネルギーの使用の合理化に関する所要の措置、電気の需要の平準化に関する所要の措置等を講ずることとし、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的。

○そのため、省エネ法において、自動車や家電等の機械器具を“特定エネルギー消費機器”として指定し、当該機器の製造事業者・輸入事業者が達成すべき基準として、トップランナー方式※による省エネ基準を導入。現在、自動車を含む28機器が対象。

※現在商品化されている製品のうち、最も優れた機器の性能を基準値の設定のベースとする方法

省エネ法に基づくトップランナー方式の対象となる機器

トップランナー方式の対象となる特定エネルギー消費機器は、エネルギーを消費する機械器具のうち以下の三要件を満たすものとされる(省エネ法第78条)

- ①我が国において大量に使用される機械器具であること
- ②その使用に際し相当量のエネルギーを消費する機械器具であること
- ③その機械器具に係るエネルギー消費効率の向上を図ることが特に必要なものであること(効率改善余地、社会的要請等があるもの)

※自動車については、三要件のうち、①及び②は明らかに満たしているが、自動車一般について③の要件まで満たしているとは言えないので、③の要件を満たすものを政令等で規定。

〈参考〉 エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令 第二十一条
法第七十八条第一項の政令で定める機械器具は、次のとおりとする。

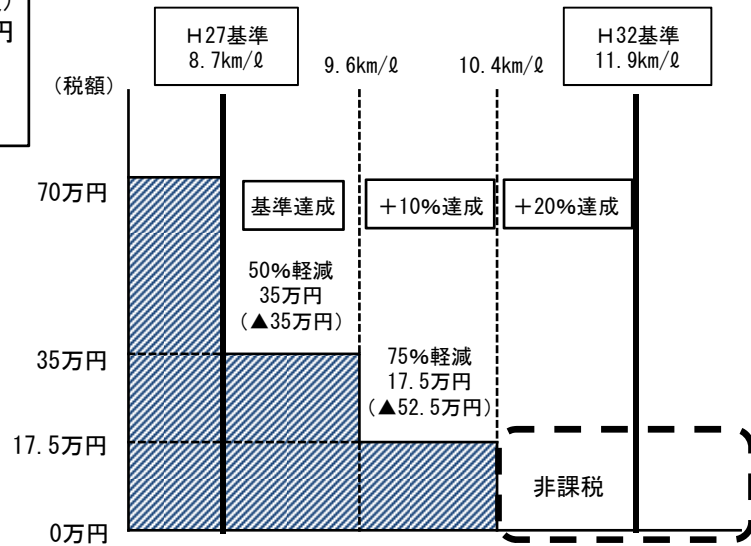
- 一 乗用自動車(揮発油、軽油又は液化石油ガスを燃料とするものに限り、二輪のもの(側車付きのものを含む。)、無限軌道式のものその他経済産業省令、国土交通省令で定めるものを除く。)
- 八 貨物自動車(揮発油又は軽油を燃料とするものに限り、二輪のもの(側車付きのものを含む。)、無限軌道式のものその他経済産業省令、国土交通省令で定めるものを除く。)

燃費基準値の達成度の反映方法について

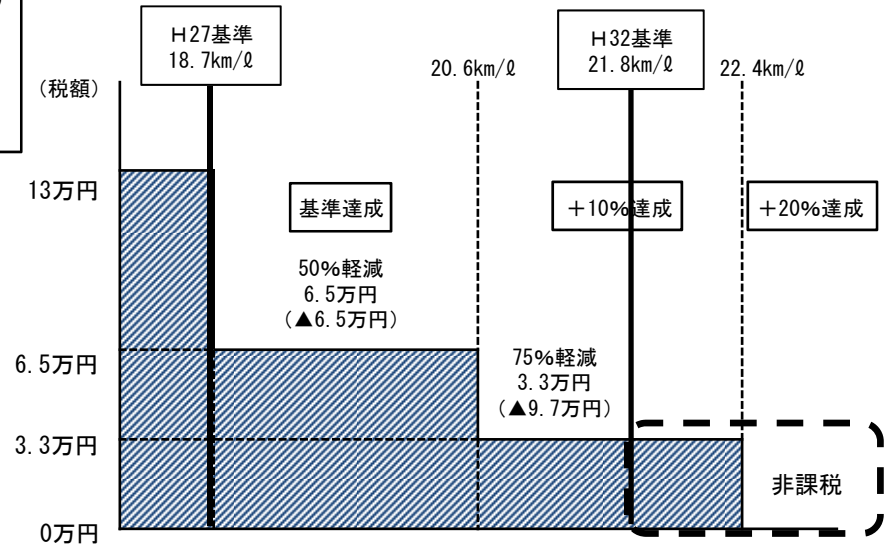
現行のエコカー減税で採用している燃費基準値の達成度の反映方法では、車種によっては平成32年度燃費基準に向けた到達度がより低いものが、到達度の高いものより、手厚い優遇措置を受けるケースが発生する。

自民党税調（H25/12/9）配付資料より

(取得価額)
1,400万円
(重量)
2,140kg



(取得価額)
260万円
(重量)
1,080kg



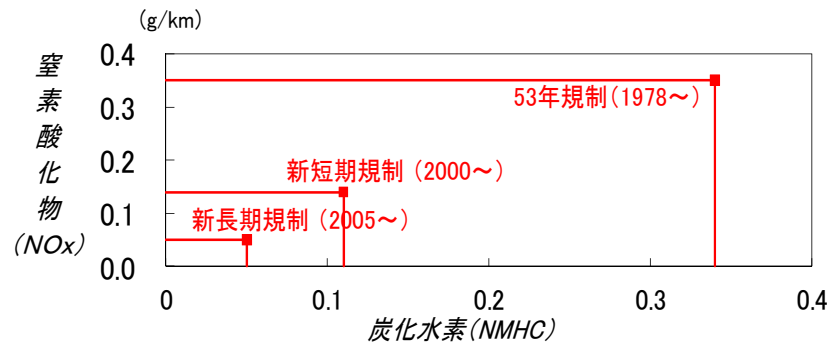
排出ガス基準

- 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）により、自動車は、その構造・装置等について、国土交通省令で定める保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならないとされている。
- ばい煙、悪臭のあるガス、有毒なガス等の発散防止装置については、一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び黒煙について基準値を設け、規制している。

乗用車の排出ガス規制

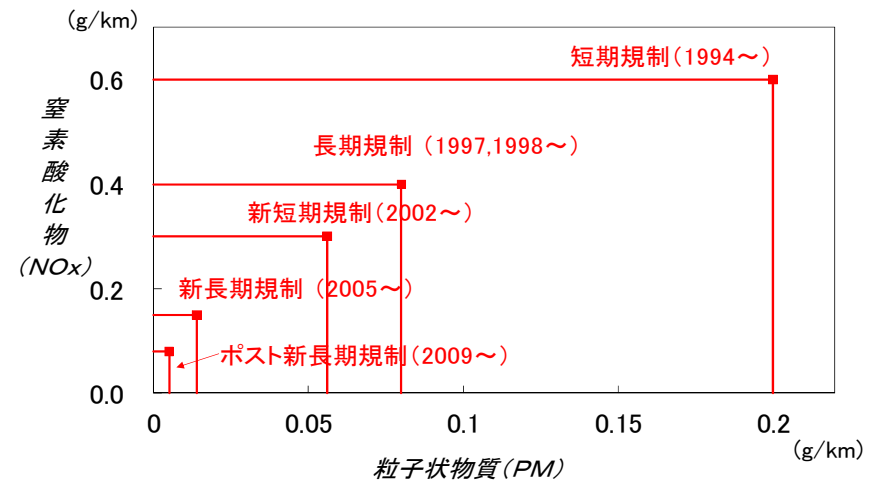
- ガソリン車は、特に窒素酸化物と炭化水素の規制を強化。ディーゼル車は、特に窒素酸化物と粒子状物質の規制を強化。
- 近年の数度にわたる排ガス規制の強化により、乗用車（ガソリン・ディーゼル）の排ガスは大幅にクリーン化。

<ガソリン車>



※新長期規制＝平成17年排出ガス基準

<ディーゼル車>



控除・免税点及び中古車の取扱い

<平成26年度与党税制改正大綱（抄）>

課税標準は取得価額を基本とし、控除及び免税点のあり方等について併せて検討する。

◆控除制度（中古車取得関係） 【平成24年度～26年度】

乗用車	対象車	取得価額からの控除額
対象車の区分はエコカー減税と一致	電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車、天然ガス車（ポスト新長期規制からNOx10%低減）、クリーンディーゼル乗用車（ポスト新長期規制適合）	45万円
	ガソリン車 ★★★★かつH27年度燃費基準+20%達成 （※H22年度燃費基準+50%達成）	30万円
	★★★★かつH27年度燃費基準+10%達成 （※H22年度燃費基準+38%達成）	
	★★★★かつH27年度燃費基準達成 （※H22年度燃費基準+25%達成）	15万円

- 注1 ポスト新長期規制：ディーゼル車等において、平成21年以降（車両総重量等により、平成21年、22年と異なる）に適用される排出ガス規制。
 2 ★★★★★：平成17年排出ガス基準75%低減達成。
 3 「H22年度燃費基準」については、JC08モード燃費値を算定していない自動車の場合に限り適用。

◆免税点制度

零細負担の排除と徴税の簡素化の観点から、平成30年3月31日までの間、取得価額が50万円以下の自動車の取得に対しては、自動車取得税を課することができない。

※平成24年度では、中古車の約94%が免税点以下であり、免税点は中古車の取扱いと密接に関連している。

【論点】

- 控除及び免税点のあり方
- 中古車に課税する場合、その課税標準についてどう考えるか

環境性能割の税収規模

<平成26年度与党税制改正大綱（抄）>

環境性能課税の税収規模は、平均使用年数を考慮した期間において、他に確保した安定的な財源と合わせて、地方財政へは影響を及ぼさない規模を確保するものとする。

【税収の状況】

（億円）

	平成19年度 （決算額）	平成25年度 （決算見込額）	平成26年度 （地財計画額）
自動車取得税	4,247	1,934	948
うち自動車取得税交付金	2,960	1,374	660
自動車税	17,174	15,744	15,480
軽自動車税	1,636	1,885	1,909

【今後の増減収見込み】 ※平成25年度税収との比較

（億円）

	平年度ベース（消費税率10%引上げ時）
自動車取得税	△1,900（自動車取得税廃止）
自動車税	+ 10（グリーン化特例の見直し） α（環境性能割の導入） β（グリーン化特例の重点化）
軽自動車税	+ 60（軽四輪の税率引上げ）※毎年 + 116（重課） + 131（二輪の税率引上げ） γ（軽課）

平年度化すると見込まれる
平成40年度時点で
約1,030億円

【論点】

○環境性能課税により確保すべき税収規模

エコカー減税の見直しについて

<平成26年度与党税制改正大綱（抄）>

- エコカー減税については、平成27年度税制改正において基準の切替えと重点化を図る。
- また、消費税率10%段階において、平成25年度与党税制改正大綱を踏まえ、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能課税（環境性能割）を、自動車税の取得時の課税として実施することとし、平成27年度税制改正で具体的な結論を得る。

乗用車

[現 行]

[H27.4~]

[消費税率10%引上げ時]

(適用期限：H27.3.31)

基準切替えと重点化

環境性能課税と整合化

内 容	対 象 車
非課税	電気自動車等
	H27年度燃費基準+20%達成
80%軽減	H27年度燃費基準+10%達成
60%軽減	H27年度燃費基準達成



H32年度燃費基準+ α 達成自動車は非課税(?)
H32年度燃費基準+ β 達成自動車は?%軽減
H27年度基準+20%達成自動車は?%軽減
?%軽減に縮小
廃止



環境性能課税に移行

【論点】

- 燃費基準の切替えについてどう考えるか
- 環境性能課税との整合
- 駆け込み需要・反動減への対応

※ 平成25年12月9日与党税制調査会配布資料より

② 自動車税におけるグリーン化特例の見直し

グリーン化特例の見直しについて

<平成26年度与党税制改正大綱（抄）>

自動車税（排気量割）のグリーン化特例については、環境性能割の導入時に、環境性能割を補完する趣旨を明確化し、環境性能割非課税の自動車に対象を重点化した上で、軽課を強化する。

[H24.4～H26.3]

[H26.4～H28.3]

[消費税率10%引上げ時]

基準切替えと重点化

環境性能課税と整合化

【軽課※】

対象車	内容
電気自動車等	税率を概ね50%軽減
H27年度燃費基準+20%達成	
H27年度燃費基準+10%達成	
H27年度燃費基準達成	税率を概ね25%軽減

対象車	内容
電気自動車等（※）	税率を概ね75%軽減
H27年度燃費基準+20%達成（H32年度燃費基準達成）	
H27年度燃費基準+20%達成（H32年度燃費基準未達成）	税率を概ね50%軽減
H27年度燃費基準+10%達成	
H27年度燃費基準達成	廃止

○ 環境性能課税の非課税車に重点化した上で、軽課を強化

※ 自動車税のグリーン化特例（軽課）は、取得の翌年度のみ適用。

（※）新たにクリーンディーゼル車を対象化

【重課】

内容	対象車
税率より概ね10%重課（毎年）	新車新規登録から11年を超えているディーゼル車
	新車新規登録から13年を超えているガソリン車（又はLPG車）

内容	対象車
税率より概ね15%重課（毎年）	新車新規登録から11年を超えているディーゼル車
	新車新規登録から13年を超えているガソリン車（又はLPG車）

【論点】

○グリーン化特例見直しの時期

（消費税率10%引上げは平成27年10月を予定・現行グリーン化特例の適用期間は平成28年3月まで）

○グリーン化特例における対象の重点化と軽課の内容についてどう考えるか

○駆け込み需要・反動減への対応

※1 除外する自動車については現行どおり。

※2 バス（一般乗合用を除く）及びトラック（被けん引車を除く）については、現行の重課割合（概ね10%重課）のまま据え置き。

③ 軽自動車税における軽課の検討

軽自動車税におけるグリーン化（軽課）について

<平成26年度税制改正大綱（抄）>

- 軽自動車税においてもグリーン化を進める観点から、最初の新規検査から13年を経過した四輪車等について、平成28年度から約20%の重課を行うこととし、併せて軽課についても検討を行うこととする。

<自動車税>

対象期間：H26.4.1～28.3.31

軽課年度：H27年度、H28年度（取得の翌年度分のみ）

<H26改正後> { → H27改正で、環境性能割と併せて検討。
（軽課対象を重点化）

【軽課】

対象車	内容
電気自動車等	税率を概ね75% 軽減
H27年度燃費基準+20%達成 (H32年度燃費基準達成)	
H27年度燃費基準+20%達成 (H32年度燃費基準未達成)	税率を概ね50% 軽減
H27年度燃費基準+10%達成	

<軽自動車税>

平成27年度税制改正にて検討

【論点】

- ①対象車の基準
- ②軽課の内容
- ③対象期間

→ 自動車税の軽課との整合性

- ・ 環境性能割非課税の軽自動車に対象を重点化
- ・ 地方財政へは影響を及ぼさない

重課年度：H27年度、28年度

（対象車に該当することとなった翌年度から毎年度）

H26改正済

【重課】

対象車	内容
新車新規登録から11年を超えている 登録車（ディーゼル車）	税率より概ね15% 重課
新車新規登録から13年を超えている 登録車（ガソリン車又はLPG車）	

重課年度：H28年度以降

（対象車に該当することとなった翌年度から毎年度）

H26改正済




対象車	内容
初めて車両番号の指定を受けた月から 起算して13年を超えている三輪以上の 軽自動車	税率より概ね20% 重課

④ 二輪車の検討課題

二輪車に係る各種制度

〈与党税制協議会確認事項〉

現在、道路運送車両法上登録制度や検査制度がないために税制上、新規車両と既存車両の区別や経過年数による政策的課税ができない原付や軽二輪等について、これらを把握し、軽自動車（四輪）のような課税を可能とする方法について、行政コスト、納税者の負担等も勘案し、検討を行う。

	登録車	軽四輪車	小型二輪車 (250cc超) 	軽二輪車 (125cc超250以下) 	原動機付自転車 (125cc以下) 
車両数(※)	4,747万台	2,931万台	161万台	199万台	838万台
登録制度 〔その財産的価値から、第三者對抗要件を付与〕	○	× (財産的価値が高くないため)	× (同左)	× (同左)	× (同左)
検査制度 〔車両の性能等から、国が後見的に保安基準の適合性を確認〕	○	○	○	× (車両構造が簡易なため)	× (同左)
届出制度 〔リコール等対応のため、国がその使用の実態を把握〕				○	× (車両構造が簡易なため)
新規車両と既存車両の区別 や経過年数を把握する情報	初度登録年月	初度検査年月	初度検査年月	× (現時点での使用実態のみ把握)	× (車体管理の制度がない)
当該情報の管理	自動車登録ファイル (MOTAS)	軽自動車検査ファイル	二輪自動車検査ファイル (MOTAS)		
当該情報を課税団体へ 提供する仕組み	○	— (現在構築中)	—		

※：登録自動車、軽四輪車、小型二輪車及び軽二輪車については、平成26年5月末時点における保有台数（自動車検査登録情報協会）。原動機付自転車については、平成25年4月1日時点の賦課期日現在台数（市町村税課税状況等の調）。

環境政策上の位置づけ

	登録車	軽四輪車	小型二輪車	軽二輪車	原動機付自転車
エネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネ法)における特定エネルギー消費機器	○ 〔燃費基準あり →グリーン化特例に活用中〕	○ 〔燃費基準あり〕	— 〔燃費基準なし〕	— 〔燃費基準なし〕	— 〔燃費基準なし〕
使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)における自動車	○	○	—	—	—

※ 省エネ法は、内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保に資するため、工場等、輸送、建築物及び機械器具等についてのエネルギーの使用の合理化に関する所要の措置、電気の需要の平準化に関する所要の措置その他エネルギーの使用の合理化等を総合的に進めるために必要な措置等を講ずることとし、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。(省エネ法第1条)

※ 自動車リサイクル法は、自動車製造業者等及び関連事業者による使用済自動車の引取り及び引渡し並びに再資源化等を適正かつ円滑に実施するための措置を講ずることにより、使用済自動車に係る廃棄物の減量並びに再生資源及び再生部品の十分な利用等を通じて、使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保等を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。(自動車リサイクル法第1条)

関係団体等の意見

1. 自動車取得税

- エコカー減税について、対象車の基準を2020年度燃費基準へ切替え。
- 自動車取得税について消費税10%時点で廃止。

【現行エコカー減税(軽減税率)】(適用期限:平成26年4月1日から平成27年3月31日)

【乗用車・軽自動車】	減税率	
	取得時	排ガス規制 ☆☆☆☆(※1)
電気自動車等(※2)	免税	
平成27(2015)年度燃費基準+20%	▲80%軽減	
平成27(2015)年度燃費基準+10%	▲60%軽減	
平成27(2015)年度燃費基準達成	▲60%軽減	

2. 自動車重量税

- エコカー減税について、対象車の基準を2020年度燃費基準へ切替え、軽減措置の拡充、恒久化。
- 当分の間税率(旧暫定税率)について廃止を前提としつつ、税制の一層のグリーン化を図る。

【現行エコカー減税(軽減税率)】(適用期限:平成26年4月1日から平成27年4月30日)

【乗用車・軽自動車】	減税率	
	車検1回目 (~3年)	車検2回目 (~5年)
	排ガス規制 ☆☆☆☆(※1)	
電気自動車等(※2)	免税	免税
平成27(2015)年度燃費基準+20%	▲75%軽減	
平成27(2015)年度燃費基準+10%	▲50%軽減	
平成27(2015)年度燃費基準達成	▲50%軽減	

3. 自動車税

- 環境性能割について、環境性能に優れた車以外(2020年度燃費基準未達成車)に対するバッド課税との考え方で導入。
- 排気量割について
 - ・初年度月割課税の廃止
 - ・コンパクトカー等の税率引下げ
(排気量1,000cc以下の負担水準を軽自動車の2倍程度にする等)
- グリーン化特例について、対象車の基準を2020年度燃費基準へ切替え、軽減措置の拡充。

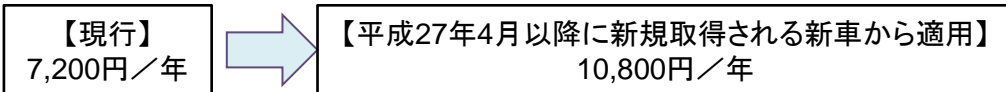
【現行グリーン化特例(軽減税率)】(適用期限:平成26年4月1日から平成28年3月31日)

【乗用車】	減税率	
	1年分	排ガス規制☆☆☆☆(※1)
電気自動車等(※2)	▲75%軽減	
平成27(2015)年度燃費基準+20% かつ平成32(2020)年度燃費基準達成	▲50%軽減	
平成27(2015)年度燃費基準+10%	▲50%軽減	

排気量割: ~1000cc : 29,500円/年
 1001cc ~ 1500cc : 34,500円/年
 1501cc ~ 2000cc : 39,500円/年

4. 軽自動車税

- 軽自動車税について、グリーン化を進める観点から、環境性能に優れた軽自動車に対して軽減措置の導入等を図る。



平成28年度から13年超の経年車に対して重課を行う

車体課税の見直し（自動車重量税・自動車取得税・自動車税・軽自動車税）

- 車体課税については、平成26年度与党税制改正大綱等に沿って、グリーン化等を進める観点から、以下の方向で見直しを行う。
- 自動車取得税については、エコカー減税に係る基準の切替えと重点化を図るとともに、消費税率10%への引上げ時に廃止する。
 - 自動車税については、消費税率10%段階において、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能課税及びグリーン化特例に関して、幅広い関係者の意見を聴取しつつ、技術開発の動向等も踏まえて、環境面で優れた事業用自動車への軽減措置等一層のグリーン化機能が発揮される措置を講じる。なお、グリーン化特例については、環境性能課税の導入時に、軽減を強化する。
 - 軽自動車税については、平成28年度から行うこととされている重課に併せて、軽減を行う。
 - 自動車重量税については、エコカー減税の基準の見直し等を行うとともに、エコカー減税制度の基本構造を恒久化する。

施策の背景

○ 現行制度の概要

自動車取得税〔地方税〕	自動車税〔地方税〕	軽自動車税〔地方税〕	自動車重量税〔国税〕																																																																
<p>○ H26年度以降 ＜税率＞（H26.4～）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>車種区分</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自家用自動車（軽自動車を除く）</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>営業用自動車・軽自動車</td> <td>2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>＜エコカー減税＞（H26.4～H27.3）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象車（乗用車等の例）</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車 等</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>H27年度燃費基準+20%達成</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H27年度燃費基準+10%達成</td> <td>▲80%</td> </tr> <tr> <td>H27年度燃費基準達成</td> <td>▲60%</td> </tr> </tbody> </table>	車種区分	税率	自家用自動車（軽自動車を除く）	3%	営業用自動車・軽自動車	2%	対象車（乗用車等の例）	内容	電気自動車 等	非課税	H27年度燃費基準+20%達成		H27年度燃費基準+10%達成	▲80%	H27年度燃費基準達成	▲60%	<p>○ H26年度以降 ＜グリーン化特例＞（H26.4～H28.3） （軽減）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象車</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車 等</td> <td>概ね▲75%</td> </tr> <tr> <td>H27年度燃費基準+20%達成 かつ H32年度燃費基準達成</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H27年度燃費基準+20%達成 かつ H32年度燃費基準未達成</td> <td>概ね▲50%</td> </tr> <tr> <td>H27年度燃費基準+10%達成</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>（重課） ○車齢11年超のディーゼル車や車齢13年超のガソリン車・LPG車（電気自動車等、一般乗合用バス、被けん引車を除く）： ：概ね15%重課 ○バス（一般乗合用を除く）、トラック（被けん引車を除く）： ：概ね10%重課</p>	対象車	内容	電気自動車 等	概ね▲75%	H27年度燃費基準+20%達成 かつ H32年度燃費基準達成		H27年度燃費基準+20%達成 かつ H32年度燃費基準未達成	概ね▲50%	H27年度燃費基準+10%達成		<p>○ H27年度以降 ＜税額＞（H27.4～）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>車種区分（四輪車の例）</th> <th>税額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">乗用</td> <td>自家用 10,800円</td> </tr> <tr> <td>営業用 6,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物用</td> <td>自家用 5,000円</td> </tr> <tr> <td>営業用 3,800円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成27年度以降に新規取得する新車のみ</p> <p>○ H28年度以降 ＜経年重課＞（H28.4～）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>車種区分（四輪車の例）</th> <th>車齢13年超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">乗用</td> <td>自家用 12,900円</td> </tr> <tr> <td>営業用 8,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物用</td> <td>自家用 6,000円</td> </tr> <tr> <td>営業用 4,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※既存車・新規車を問わない</p>	車種区分（四輪車の例）	税額	乗用	自家用 10,800円	営業用 6,900円	貨物用	自家用 5,000円	営業用 3,800円	車種区分（四輪車の例）	車齢13年超	乗用	自家用 12,900円	営業用 8,200円	貨物用	自家用 6,000円	営業用 4,500円	<p>○ H26年度以降 ＜税額＞（H26.4～）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>車種区分（自家用の例）</th> <th>～13年</th> <th>13年超</th> <th>18年超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自家用乗用車 （0.5t・年当たり）</td> <td rowspan="2">4,100円</td> <td>5,400円^(※)</td> <td rowspan="2">6,300円</td> </tr> <tr> <td>自家用バス・トラック （2.5t超）（1t・年当たり）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※H28.4～5,700円に引き上げ</p> <p>＜エコカー減税＞（H26.4～H27.4）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象車（乗用車等の例）</th> <th>初回車検</th> <th>2回目車検</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車 等</td> <td rowspan="2">免税</td> <td rowspan="2">免税</td> </tr> <tr> <td>H27年度燃費基準+20%達成</td> </tr> <tr> <td>H27年度燃費基準+10%達成</td> <td>▲75%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H27年度燃費基準達成</td> <td>▲50%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	車種区分（自家用の例）	～13年	13年超	18年超	自家用乗用車 （0.5t・年当たり）	4,100円	5,400円 ^(※)	6,300円	自家用バス・トラック （2.5t超）（1t・年当たり）	対象車（乗用車等の例）	初回車検	2回目車検	電気自動車 等	免税	免税	H27年度燃費基準+20%達成	H27年度燃費基準+10%達成	▲75%		H27年度燃費基準達成	▲50%	
車種区分	税率																																																																		
自家用自動車（軽自動車を除く）	3%																																																																		
営業用自動車・軽自動車	2%																																																																		
対象車（乗用車等の例）	内容																																																																		
電気自動車 等	非課税																																																																		
H27年度燃費基準+20%達成																																																																			
H27年度燃費基準+10%達成	▲80%																																																																		
H27年度燃費基準達成	▲60%																																																																		
対象車	内容																																																																		
電気自動車 等	概ね▲75%																																																																		
H27年度燃費基準+20%達成 かつ H32年度燃費基準達成																																																																			
H27年度燃費基準+20%達成 かつ H32年度燃費基準未達成	概ね▲50%																																																																		
H27年度燃費基準+10%達成																																																																			
車種区分（四輪車の例）	税額																																																																		
乗用	自家用 10,800円																																																																		
	営業用 6,900円																																																																		
貨物用	自家用 5,000円																																																																		
	営業用 3,800円																																																																		
車種区分（四輪車の例）	車齢13年超																																																																		
乗用	自家用 12,900円																																																																		
	営業用 8,200円																																																																		
貨物用	自家用 6,000円																																																																		
	営業用 4,500円																																																																		
車種区分（自家用の例）	～13年	13年超	18年超																																																																
自家用乗用車 （0.5t・年当たり）	4,100円	5,400円 ^(※)	6,300円																																																																
自家用バス・トラック （2.5t超）（1t・年当たり）																																																																			
対象車（乗用車等の例）	初回車検	2回目車検																																																																	
電気自動車 等	免税	免税																																																																	
H27年度燃費基準+20%達成																																																																			
H27年度燃費基準+10%達成	▲75%																																																																		
H27年度燃費基準達成	▲50%																																																																		

○ 平成26年度与党税制改正大綱（抜粋）

自動車取得税〔地方税〕	自動車税〔地方税〕	軽自動車税〔地方税〕	自動車重量税〔国税〕
<p>○ エコカー減税については、平成27年度税制改正において基準の切替えと重点化を図る</p> <p>○ 消費税率10%への引上げ時（平成27年10月予定）に廃止する</p> <p>○ 法制上の措置は、消費税率10%段階における他の車体課税に係る措置と併せて講ずる</p>	<p>○ 消費税率10%段階において、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能課税（環境性能割）を、自動車税の取得時の課税として実施する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車の取得時の課税として、課税標準は取得価額を基本に、控除及び免除のあり方等について検討 ・ 省エネ法に基づく燃費基準値の達成度に応じて、0～3%の間で変動 ・ グリーン化特例は、環境性能割非課税の自動車に対象を重点化した上で、軽減を強化 	<p>○ グリーン化を進める観点から、最初の新規検査から13年を経過した四輪車等について、平成28年度から約20%の重課を行うこととし、併せて軽減についても検討を行う</p>	<p>○ 現行エコカー減税の期限到来に併せ、エコカー減税の基準の見直しを行うとともに、エコカー減税制度の基本構造を恒久化する</p> <p>○ 道路等の維持管理・更新や防災・減災等の推進に多額の財源が必要となる中で、その原因者負担・受益者負担としての性格を踏まえる</p>

平成27年度 環境省税制改正要望事項 (自動車関係税制部分抜粋)

1. 税制全体のグリーン化の推進

持続可能な社会を構築するため、低炭素・循環型・自然共生など幅広い環境分野において税制全体のグリーン化を推進。

(自動車環境対策)

- 平成26年度税制改正大綱(平成25年12月12日自由民主党・公明党)に沿って、地球温暖化対策・公害対策の一層の推進、汚染者負担による公害健康被害補償のための安定財源確保の観点から、車体課税の一層のグリーン化を推進する。

関係業界団体の税制改正要望内容について

○平成27年度税制改正に関する要望（一般社団法人全国軽自動車協会連合会）（抄）

（要望）

1. 軽四輪自動車及び二輪車に係る軽自動車税の大幅な増税が決定されたが、これ以上、軽自動車ユーザーの負担が増えることのないよう更なる増税は行わないこと。
2. 車齢13年超の軽四輪自動車等に対する重課が決定されたが、軽課の導入に当たっては、税込中立の観点から重課に見合う制度設計を行うこと。
3. 消費税10%時点で自動車取得税を確実に廃止するとともに、大幅な増税が決定された軽自動車税については、環境性能課税の対象としないこと。
4. 二輪車に対する軽自動車税の増税対象については、平成27年度以降に新規取得する新車のみとすること。

○平成27年度税制改正に関する要望（一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会）（抄）

Ⅱ 経年車に対する課税強化制度の廃止要望

初度登録から13年を経過した自動車を保有するユーザーに対して自動車税・自動車重量税を重課する制度は廃止していただきたい。

Ⅲ 自動車の買い控え抑止策に関する要望

消費税率引き上げに伴う自動車の買い控え抑止策については、従来の新車購入時の補助金政策では、新車と中古車の価格差が無くなり中古車業界に壊滅的な打撃を与えることから、補助金政策ではなく、自動車関係諸税の軽減策を講じていただきたい。

Ⅳ 自動車取得税に関する要望

消費税率が10%に引き上げられる際には、自動車取得税を確実に廃止していただきたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの提言、意見

○地方地方税財源の確保・充実等に関する提言（平成26年7月 全国知事会）（抄）

II 税制抜本改革の推進等

3 自動車関係税制の見直し

自動車取得税は、道路特定財源として創設され、平成21年度に一般財源化された以降も、それを大きく上回る道路の維持・整備費の貴重な財源であり、道路や橋梁、トンネルなどの老朽化に対する安全確保が求められる今日、都道府県及び市町村の重要税源として不可欠なものとなっている。

平成27年度税制改正における自動車取得税の廃止については、他の車体課税に係る措置と併せて講ずることとされていることを踏まえ、都道府県及び市町村に減収が生じることのないよう、地方団体の意見を十分踏まえて安定的な代替税財源の確保を同時に図るべきである。

○平成27年度都市税制改正に関する意見（平成26年9月 全国市長会）（抄）

I 制度改正に関する意見

6 車体課税の見直しに伴う安定的な代替財源の確保

自動車取得税については、その税収の7割が市町村に交付されている重要な財源であることから、消費税率（国・地方）10%段階における車体課税の見直しに当たっては、都市財政運営に支障が生じることのないよう、確実に代替財源を確保すること。

また、自動車重量税についても、税収の4割が市町村に譲与されている現状を踏まえ、その見直しに当たっては、都市財政運営に支障が生じることのないよう、所要の財源を確保すること。

9 都市税財源の充実強化

(10) 軽自動車税の引上げ

軽自動車税については、30年ぶりに標準税率の引上げが行われたところであり、軽四輪等については、与党税制改正大綱において軽課について検討をすることとされているが、その検討に当たっては、都市税源の確保に十分に留意すること。また、二輪車に係る軽自動車税の標準税率の引上げについては、既に条例改正を行い、準備を進めているところであり、改正地方税法の規定のとおり、平成27年度から確実に行うこと。

○平成27年度税制改正に関する要望（平成26年9月 全国町村会）（抄）

6. 自動車取得税等の見直しに係る代替財源の確保等

自動車取得税の廃止に伴う自動車税の環境性能課税の実施については、市町村財政の減収をきたさないことを前提として制度設計するとともに、自動車重量税のエコカー減税の拡充に伴う市町村財政への影響についても、確実に補填すること。

また、平成27年度からの二輪車に係る軽自動車税の標準税率の引上げについては、準備を進めているところであり、既に改正されている地方税法の規定のとおり、確実に行うこと。

參考資料

第一 平成26年度税制改正の基本的考え方

2 税制抜本改革の着実な実施

(1) 車体課税の見直し

税制抜本改革法第7条第1号カの規定及び平成25年度与党税制改正大綱、さらには、「民間投資活性化等のための税制改正大綱」を踏まえ、経済情勢に配慮する観点から、消費税率引上げの前後における駆け込み需要及び反動減の緩和も視野に入れ、国、地方を通じ、車体課税について、以下のように見直すこととする。

- ① 自動車取得税については、消費税率8%への引上げ時において、平成22年度燃費基準を満たした自動車等の取得に係る税率を引き下げることとし、自家用自動車については5%から3%、営業用自動車及び軽自動車については3%から2%にそれぞれ引き下げるとともに、平成26年度までの措置であるエコカー減税の軽減率を拡充する。エコカー減税については、平成27年度税制改正において基準の切替えと重点化を図る。

自動車取得税は、消費税率10%への引上げ時（平成27年10月予定）に廃止する。そのための法制上の措置は、消費税率10%段階における他の車体課税に係る措置と併せて講ずる。

- ② 自動車税については、平成25年度末で期限切れを迎える「グリーン化特例」について、対象車種にクリーンディーゼル車を追加する等の基準の切替えと重点化、拡充を行った上で2年間延長する。

また、消費税率10%段階において、平成25年度与党税制改正大綱を踏まえ、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能課税（環境性能割）を、自動車税の取得時の課税として実施することとし、平成27年度税制改正で具体的な結論を得る。その大要は、以下のとおりとする。

イ 課税標準は取得価額を基本とし、控除及び免税点のあり方等について併せて検討する。税率は、省エネ法に基づく燃費基準値の達成度に応じて、0～3%の間で変動する仕組みとする。具体的な燃費基準値達成度の税率への反映方法等については、省エネ法に基づく平成32年度燃費基準への円滑な移行を視野に入れて検討を行う。

ロ 環境性能課税の税収規模は、平均使用年数を考慮した期間において、他に確保した安定的な財源と合わせて、地方財政へは影響を及ぼさない規模を確保するものとする。

ハ 自動車税（排気量割）のグリーン化特例については、環境性能割の導入時に、環境性能割を補完する趣旨を明確化し、環境性能割非課税の自動車に対象を重点化した上で、軽減を強化する。

ニ 環境性能課税及びグリーン化特例の制度設計に当たっては、幅広い関係者の意見を聴取しつつ、技術開発の動向等も踏まえて、一層のグリーン化機能が発揮されるものとなるよう、検討するものとする。

- ③ 軽自動車税については、平成27年度以降に新たに取得される四輪車等の税率を、自家用乗用車にあつては1.5倍に、その他の区分の車両にあつては農業者や中小企業者等の負担を考慮し約1.25倍にそれぞれ引き上げる。

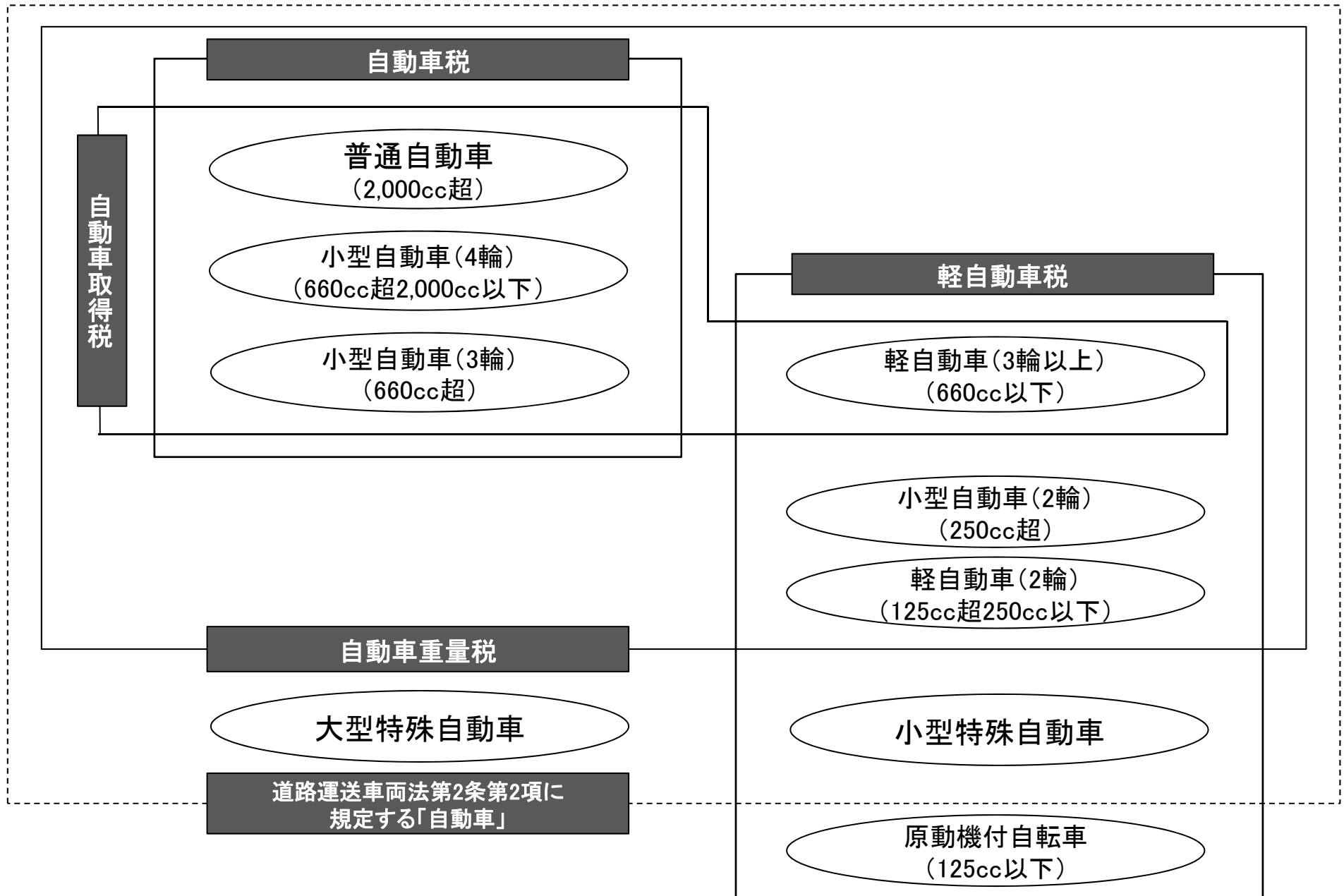
また、軽自動車税においてもグリーン化を進める観点から、最初の新規検査から13年を経過した四輪車等について、平成28年度から約20%の重課を行うこととし、併せて軽課についても検討を行うこととする。二輪車等については、税率を約1.5倍に引き上げた上で、2,000円未満の税率を2,000円に引き上げる。

- ④ 自動車重量税については、エコカー減税を拡充するとともに、その財源の確保及び一層のグリーン化等の観点から、経年車に対する課税の見直しを行う。

平成27年度税制改正において、現行エコカー減税の期限到来に併せ、エコカー減税の基準の見直しを行うとともに、エコカー減税制度の基本構造を恒久化する。

自動車重量税については、道路等の維持管理・更新や防災・減災等の推進に多額の財源が必要となる中で、その原因者負担・受益者負担としての性格を踏まえる。また、その税収の一部が公害健康被害補償の財源として活用されていることにも留意する。

車体課税の関係図



自動車取得税の概要

項 目	内 容
1. 課 税 主 体	都道府県
2. 納 税 義 務 者	自動車の取得者
3. 課 税 客 体	自動車の取得（二輪の小型自動車、二輪の軽自動車、大型特殊及び小型特殊自動車を除く）
4. 課 税 標 準	自動車の取得価額
5. 税 率	自家用自動車（軽自動車除く） 3% 営業用自動車及び軽自動車 2%（当分の間の措置 本則は3%）
6. 免 税 点	50万円（H30.3.31まで。本則は15万円）
7. 交 付 金	都道府県に納付された税額の100分の95のうち、10分の7を市町村（特別区含む）に交付 （更に政令指定都市には、国・県道管理分として、政令市特例分が交付されている）
8. 税 収	948億円（平成26年度地方財政計画額）
9. 沿 革	昭和43年 都道府県及び市町村の道路に関する費用に充てるため、目的税として創設（税率3%） 昭和49年 自家用自動車（軽自動車除く）に特例税率（いわゆる暫定税率）を導入（3%→5%） 平成21年 道路特定財源の一般財源化に伴い、目的税から普通税に改め、用途制限を廃止 平成22年 これまでの10年間の暫定税率は廃止した上で、当分の間、5%の税率水準を維持 平成26年 消費税8%引上げに伴う当分の間税率の見直し（自家用5%→3%、営業用及び軽自動車3%→2%）

自動車税の概要

項 目	内 容
1. 課 税 主 体	都道府県
2. 納 税 義 務 者	自動車の所有者
3. 課 税 客 体	自動車(二輪の小型自動車、軽自動車、大型特殊及び小型特殊自動車を除く)
4. 税 率	<p><標準税率> 自動車の種別、排気量等ごとに設定 【例】自家用乗用車(1,500cc超2,000cc以下) 39,500円</p> <p><制限税率> 標準税率の1.5倍</p> <p><グリーン化による特例税率>(平成13年創設) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置(いわゆる「自動車税のグリーン化」)</p>
5. 納 期	5月中において、都道府県の条例で定める。
6. 税 収	1兆5,480億円(平成26年度地方財政計画額)
7. 沿 革	<p>昭和25年 創設</p> <p>昭和33年 課税客体から軽自動車を除外(軽自動車税の創設)</p> <p>昭和54年 普通乗用車の税率区分の変更(軸距→排気量)</p> <p>※昭和28年以降、11回の税率の改正あり(最終改正:平成元年度)</p>

自動車税の税率表

区 分		営 業 用		自 家 用	
乗 用 車	総排気量				
	1,000cc以下		7,500円	29,500円	
	1,000cc超 1,500cc以下		8,500円	34,500円	
	1,500cc超 2,000cc以下		9,500円	39,500円	
	2,000cc超 2,500cc以下		13,800円	45,000円	
	2,500cc超 3,000cc以下		15,700円	51,000円	
	3,000cc超 3,500cc以下		17,900円	58,000円	
	3,500cc超 4,000cc以下		20,500円	66,500円	
	4,000cc超 4,500cc以下		23,600円	76,500円	
	4,500cc超 6,000cc以下		27,200円	88,000円	
6,000cc超		40,700円	111,000円		
貨 物 車	ト ラ ッ ク	最大積載量			
		1 t 以下		6,500円	8,000円
		1 t 超 2 t 以下		9,000円	11,500円
		2 t 超 3 t 以下		12,000円	16,000円
		3 t 超 4 t 以下		15,000円	20,500円
		4 t 超 5 t 以下		18,500円	25,500円
		5 t 超 6 t 以下		22,000円	30,000円
		6 t 超 7 t 以下		25,500円	35,000円
		7 t 超 8 t 以下		29,500円	40,500円
		8 t 超(加算額)		4,700円	6,300円
けん 引 車	けん 引 車	小型		7,500円	10,200円
		普通		15,100円	20,600円
	被 けん 引 車	小型		3,900円	5,300円
		普通(最大積載量 8 t 以下)		7,500円	10,200円
普通(最大積載量 8 t 超加算額)		3,800円	5,100円		
貨客兼用加算額					
1,000cc以下		3,700円	5,200円		
1,000cc超 1,500cc以下		4,700円	6,300円		
1,500cc超		6,300円	8,000円		
バ ス	乗車定員		一般乗合用	一般乗合用以外	
	30人以下		12,000円	26,500円	33,000円
	30人超 40人以下		14,500円	32,000円	41,000円
	40人超 50人以下		17,500円	38,000円	49,000円
	50人超 60人以下		20,000円	44,000円	57,000円
	60人超 70人以下		22,500円	50,500円	65,500円
	70人超 80人以下		25,500円	57,000円	74,000円
	80人超		29,000円	64,000円	83,000円
	三輪の小型自動車		4,500円		6,000円

(注1) 営業用：道路運送法第2条第2項に規定する旅客自動車運送事業及び貨物自動車運送事業の用に供する自動車
 自家用：営業用の自動車以外のすべての自動車

(注2) 上記に掲げる自動車により難いものについては、都道府県の条例により自動車の諸元(用途、総排気量等)によって区分を設けて税率を定めることができる。

(注3) 積雪により、通常、一定期間運行できない地域に主たる定置場を有する自動車については、一定割合(10分の3を限度)が軽減される。

(注4) 電気自動車である乗用車に係る税率については、総排気量1,000cc以下の区分の税率によることが適当であるとしている。

軽自動車税の概要

- 1 課税団体 市区町村
- 2 課税客体 軽自動車、二輪の小型自動車、原動機付自転車、小型特殊自動車
- 3 納税義務者 軽自動車等の4月1日現在の所有者
- 4 標準税率

区 分		標準税率		重課税率 ※②	
		～H27. 3. 31	H27. 4. 1～※①		
原動機付自転車 (125cc以下)	イ 総排気量50cc以下のもの又は定格出力0. 6kw以下のもの (二に掲げるものを除く)	1, 000円	2, 000円	—	
	ロ 二輪のもので 総排気量50cc超90cc以下のもの又は定格出力0. 6kw超0. 8kw以下のもの	1, 200円	2, 000円	—	
	ハ 二輪のもので 総排気量90cc超のもの又は定格出力0. 8kw超のもの	1, 600円	2, 400円	—	
	ニ 三輪以上のもので 総排気量20cc超のもの又は定格出力0. 25kw超のもので一定のもの	2, 500円	3, 700円	—	
軽自動車 (660cc以下) 及び 小型特殊自動車	イ 二輪のもの(側車付きのものを含む。)(125cc超250cc以下)	2, 400円	3, 600円	—	
	ロ 三輪のもの	3, 100円	3, 900円	4, 600円	
	ハ 四輪以上のもの 乗用のもの	営業用	5, 500円	6, 900円	8, 200円
		自家用	7, 200円	10, 800円	12, 900円
	貨物用のもの	営業用	3, 000円	3, 800円	4, 500円
自家用		4, 000円	5, 000円	6, 000円	
二輪の小型自動車(250cc超)		4, 000円	6, 000円	—	

※①:平成27年3月31日以前に初めて車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車については、H27.3.31までの税率を適用。

※②:平成28年度以降、初めて車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以降の年度分の軽自動車税について適用。

- 5 制限税率 標準税率の1. 5倍
【超過課税採用団体】 (1.5倍) 3団体 (1.3倍) 1団体 (1.2倍) 23団体 (1.1倍) 2団体
- 6 徴収方法 普通徴収(月割課税なし)
- 7 税 収 1, 909億円(平成26年度地方財政計画)

自動車重量税(国税)の概要

創設時期	昭和46年
課税主体	国
課税客体	① 新規検査若しくは予備検査による自動車検査証の交付又は継続検査、臨時検査、分解整備検査若しくは構造等変更検査による自動車検査証の返付を受ける自動車 ② 車両番号の指定を受ける軽自動車
納税義務者	上記の自動車検査証の交付又は返付を受ける者及び車両番号の指定を受ける者
税率	<ul style="list-style-type: none"> 以下の表は、平成27年度燃費基準等達成車、及び経年車(13年超)以外の自動車に対する税率。 平成27年度燃費基準等達成車については本則税率、経年車については、自家用乗用自動車は、13年超は5,400円/0.5t・年(平成28年4月1日以後は5,700円/0.5t・年)、18年超は6,300円/0.5t・年の税率が適用される。

(単位：円)

区 分			自家用自動車			営業用自動車		
			車 検 有			効 期 間		
			1年	2年	3年	1年	2年	3年
検査自動車	乗用自動車	車両重量0.5tごと	4,100	8,200	12,300	2,600	—	—
	バス	車両総重量1tごと	4,100	—	—	2,600	—	—
	トラック(車両総重量2.5t超)	〃	4,100	8,200	—	2,600	5,200	—
	トラック(車両総重量2.5t以下)	〃	3,300	6,600	—	2,600	5,200	—
	特殊用途自動車	〃	4,100	8,200	—	2,600	5,200	—
	小型二輪	一両につき	1,900	3,800	5,700	1,500	3,000	4,500
	軽自動車	〃	3,300	6,600	9,900	2,600	5,200	—
届出軽自動車	軽二輪	一両につき	4,900			4,100		
	その他	〃	9,900			7,800		

※臨時検査については上記税率の2分の1の税率

納付方法	<p>時 期：車検時(自動車の種類に応じて1～3年ごと)</p> <p>方 法：自動車重量税印紙納付(臨時検査等にあつては現金納付)</p> <p>納税地：車検証の交付等の事務をつかさどる運輸支局等</p>
税 収	<p>6,526億円(平成26年度予算額)</p> <p>(うち国税分3,870億円、譲与税分2,656億円)</p> <p>割合：593/1,000(本則：2/3)は国、407/1,000(本則：1/3)を市町村へ譲与(自動車重量譲与税)</p>
その他	<p>自動車リサイクル法により適正に解体された自動車について、自動車検査証の残存期間に相当する自動車重量税を還付。</p> <p>公害健康被害の補償等に関する法律の規定により、国分の一部が公害補償対策に充当されている。</p>

自動車取得税収等の推移

年度	自動車取得税収（億円）		新車		中古車		自動車取得税全体に対する中古車の比率	
		うち自動車取得税交付金（億円）	台数（万台）	税額（億円）	台数（万台）	税額（億円）	台数	税額
19	4,247	2,960	518	3,998	63	250	11%	6%
20	3,663	2,603	460	3,406	63	257	12%	7%
21	2,310	1,585	428	2,098	52	212	11%	9%
22	1,916	1,382	405	1,730	46	185	10%	10%
23	1,678	1,153	397	1,519	41	159	9%	9%
24	2,104	1,464	348	1,914	46	191	12%	9%
25	1,934	1,374	—	—	—	—	—	—
26	948	660	—	—	—	—	—	—

※ 自動車取得税収及び自動車取得税交付金は平成24年度までは決算額、平成25年度は決算見込額、26年度は地方財政計画額、新車及び中古車の税額は調定額である。

自動車税のグリーン化特例の変遷

【平成13年度（創設）】

適用対象	措置内容	備考
電気・天然ガス・メタノール	概ね50%軽減	※ ☆☆☆車は、平成12年排出ガス基準値より75%以上性能が良い自動車 ☆☆車は、" 50%以上 " ☆車は、" 25%以上 "
☆☆☆かつ平成22年度燃費基準達成車		
☆☆ かつ平成22年度燃費基準達成車		
☆ かつ平成22年度燃費基準達成車		
	概ね25%軽減	※ 軽減措置は、平成13・14年度の新車新規登録の翌年度から2年間
	概ね13%軽減	

【平成15年度改正】

適用対象	措置内容	備考
電気・天然ガス・メタノール	概ね50%軽減	※ 軽減措置は、平成15年度の新車新規登録の翌年度1年間
☆☆☆かつ平成22年度燃費基準達成車		

【平成16年度改正】

適用対象	措置内容	備考
電気・天然ガス・メタノール	概ね50%軽減	※ ★★★★★車は、平成17年排出ガス基準値より75%以上性能が良い自動車 ★★★★車は、" 50%以上 "
★★★★かつ平成22年度燃費基準+5%達成車		
★★★★かつ平成22年度燃費基準達成車	概ね25%軽減	※ 軽減措置は、平成16・17年度の新車新規登録の翌年度1年間
★★★ かつ平成22年度燃費基準+5%達成車		

【平成18年度改正】

適用対象	措置内容	備考
電気・天然ガス・メタノール	概ね50%軽減	※ 軽減措置は、平成18・19年度の新車新規登録の翌年度1年間
★★★★かつ平成22年度燃費基準+20%達成車		
★★★★かつ平成22年度燃費基準+10%達成車		
	概ね25%軽減	

【平成20年度改正】

適用対象	措置内容	備考
電気、天然ガス（排出ガス基準を満たすもの）	概ね50%軽減	※ 軽減措置は、平成20・21年度の新車新規登録の翌年度1年間
★★★★かつ平成22年度燃費基準+25%達成車		
★★★★かつ平成22年度燃費基準+15%達成車		
	概ね25%軽減	

【平成22年度改正】

適用対象	措置内容	備考
電気、天然ガス（排出ガス基準を満たすもの）	概ね50%軽減	※ 軽減措置は、平成22・23年度の新車新規登録の翌年度1年間
プラグインハイブリッド		
★★★★かつ平成22年度燃費基準+25%達成車		

【平成24年度改正】

適用対象	措置内容	備考
電気・天然ガス（ポスト新長期規制からNOx10%低減）	概ね50%軽減	※ 軽減措置は、平成24・25年度の新車新規登録の翌年度1年間
プラグインハイブリッド		
★★★★車かつ平成27年度燃費基準+10%達成車 （平成22年度燃費基準+38%達成車）	概ね25%軽減	※ 「平成22年度燃費基準」は、JC08モード燃費値を算定していない自動車の場合に限り適用
★★★★車かつ平成27年度燃費基準達成車 （平成22年度燃費基準+25%達成車）		

【平成26年度改正】

適用対象	措置内容	備考
電気、天然ガス（ポスト新長期規制からNOx10%低減）	概ね75%軽減	※ 軽減措置は、平成26・27年度の新車新規登録の翌年度1年間
プラグインハイブリッド、クリーンディーゼル		
★★★★車かつ平成27年度燃費基準+20%達成 かつ平成32年度燃費基準達成車		
★★★★車かつ平成27年度燃費基準+10%達成車	概ね50%軽減	

グリーン化特例とエコカー減税について

- 自動車税のグリーン化特例（平成13年度創設）と自動車取得税のエコカー減税（平成21年度創設）は、別々の制度として創設。
- このため、①同じ基準の適用年度が異なる、②自動車取得税で軽減余地が残っているのに自動車税も軽減している等の論点がある。

〔制度の変遷〕

		H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	
H22基準+15%達成	自動車税	25%軽減		(斜線表示)						
	自動車取得税	50%軽減								
H22基準+25%達成 ※1 H27基準達成	自動車税	50%軽減		50%軽減		25%軽減		(斜線表示)		
	自動車取得税	75%軽減			50%軽減		60%軽減			※2
H27基準+10%達成	自動車税	50%軽減		50%軽減		50%軽減		50%軽減		※4
	自動車取得税	(斜線表示)				75%軽減		80%軽減	※2	※3
H27基準+20%達成等	自動車税					50%軽減		50%軽減		50%軽減
	自動車取得税	(斜線表示)				非課税		非課税	※2	※3

- ※1 平成24年度以降の「H22基準」については、JC08モード燃費値を算定していない自動車の場合に限り適用
- ※2 基準の切替えと重点化
- ※3 消費税率10%への引上げ時に廃止
- ※4 環境性能割を補完する趣旨を明確化し、環境性能割非課税の自動車に対象を重点化した上で、軽課を強化